



2023年5月10日

門真市長 宮本 一孝 様

門真市職員労働組合
執行委員長 岩下 みゆき



要 求 書

2023年夏季・一時金要求について、下記のとおり要求します。

記

1. 要求額については、3,005ヶ月プラス52,000円とします。給与水準の引き下げの下での深刻な生活実態を直視して、夏期一時金要求に応え生活改善をはかること。
2. 「役職段階別加算制度」については、直ちに廃止し全職員一律10%支給に改めること。
3. 人事評価の結果に基づく勤勉手当・昇給の反映は撤回すること。
4. 感染拡大防止に対応する職員体制や労働条件の見直しにあたっては労使協議を踏まえて実施すること。併せて、必要な情報提供や意見交換を事前に行うこと。
5. 窓口関係職場のほか、保育所等の出先職場について、消毒液等必要な物品について十分な補充を行うこと。
6. 会計年度任用職員制度により期末手当や地域手当の支給を理由に、引き下げた月額報酬等は直ちに復元し、待遇改善を図ること。
7. 業務実態に見合った人員・体制の改善をし、職員が、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害などいかなる事態にも自治体として住民に対して責任ある対応が出来るよう、必要な人員を正規職員として計画的に採用すること。
8. 自治体職員が住民のために健康で安心して働けるよう、違法な長時間労働やただ働き・サービス残業一掃に向けて、業務量に見合った人員増、時間外勤務規制など実効ある措置を講じること。
9. 夏期休暇については10日間とすること。また、非正規職員の夏期休暇を正規職員と同様とすること。
10. 新型コロナウイルス感染症の位置付けが感染症法上の5類に変更されても、発症後5日間は「外出を控えることが推奨される」ので、会計年度任用職員については病気休暇（有給）の制度がないことや有給休暇の日数が少ないことから、病気休暇（有給）や新型コロナウイルス感染症休暇の新設をおこなうこと。

11. 定年の引上げについて、春闘時に提出した定年の引上げにかかわる春闘要求にもとづき、労使の協議・交渉を行い、労使合意で実施すること。

以上

